

各部局および専門委員会に関する規定

第1条 この規定は、日本勤労者山岳連盟規約第15条第1項に基づき、この連盟の各部局、委員会の任務、特別委員会の名称、任務について定める。

第2条 この連盟に、理事を構成員として次の部をおく。

山行活動部	遭難対策部	技術教育部	組織部	
メディア局	事務局	渉外・環境部	財政部	国際部

第3条 この連盟の部のもとに次の委員会をおき、任務を分掌する。

ハイキング委員会	海外委員会	ホームページ委員会
全国救助隊連絡交流会	カリキュラム委員会	自然保護委員会
青年・学生対策委員会	女性委員会	登山時報編集委員会
労山ニュース編集委員会	技術委員会	

第4条 この連盟に次の特別委員会をおく。

- 1 遭難対策基金管理委員会
- 2 不動産管理委員会
- 3 中央登山学校

第5条 事務局の任務は次のとおりとする。

- 1 日常業務の執行と各種文書、書類等の保管
- 2 地方連盟および加盟団体、役員、その他関係団体等の連絡
- 3 連盟財政の運用と管理・保管
- 4 広報活動および事業活動
- 5 他の委員会に属さない事項

第6条 メディア局の任務は次のとおりとする。

- 1 機関誌「登山時報」の定期発行、普及と発展に関する事項
- 2 季刊紙「労山ニュース」の定期発行、普及に関する事項
- 3 ホームページの管理と運営に関する事項
- 4 労山の情報を内外に複合的に発信、普及することに関する事項

第7条 組織部の任務は次のとおりとする。

- 1 加盟団体相互の交流に関する事項
- 2 広範な登山愛好者の組織化
- 3 地方連盟の組織運営に関する事項
- 4 山岳会・クラブの組織強化に関する事項
- 5 青年・学生対策に関する事項
- 6 女性の登山に関する事項

第 8 条 技術教育部の任務は次のとおりとする。

- 1 登山やハイキングの技術向上に関する事
- 2 登山の教育、研究、安全に関する事
- 3 中央登山学校の運営に関する事
- 4 技術委員会に関する事
- 5 カリキュラム委員会に関する事

第 9 条 遭難対策部の任務は次のとおりとする。

- 1 山岳遭難事故の実態や原因などを分析する事
- 2 山岳遭難事故の調査・研究および防止に関する事
- 3 救助・搬出技術の研究と普及に関する事項
- 4 全国救助隊連絡交流会に関する事

第 10 条 山行活動部の任務は次のとおりとする。

- 1 国内の登山活動の動向・傾向や実際の山行状況を調査・分析する事
- 2 ハイキング委員会に関する事
- 3 海外委員会に関する事
- 4 ネットワーク世話人会に関する事

第 11 条 渉外・環境部の任務は次のとおりとする。

- 1 政府・自治体への制度要求など登山条件の整備に関する事
- 2 山岳自然の保護に関する事
- 3 他団体との共同と交流、平和、民主主義などの課題に関する事

第 12 条 財政部の任務は次のとおりとする。

- 1 予算の編成、連盟財政の入金、出金の承認、月次報告書および決算書の作成

第 13 条 各部局、特別委員会の構成は、規約第 15 条第 2 項による。

第 14 条 各部局、特別委員会の構成は、その活動内容を随時、理事会に文書で報告する。

第 15 条 この規定の改廃は、総会および評議会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

付 この規定は、1998 年 2 月 15 日より実施する。

2002 年 2 月 17 日 一部改定

2006 年 2 月 19 日 一部改定